YNSA（山元式新頭鍼療法）学会　会則

第一章　総則

第1条

本会は、山元式新頭鍼療法学会と称する。

英語名：Yamamoto New Scalp Acupuncture Association

略称：YNSA学会

第2条

本会の目的

１）山元式新頭鍼療法の研究、研修及び学術発表

２）教育指導

３）会員相互の親睦および国際交流

４）その他

第3条

本会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う  
１）講演会・勉強会の開催  
２）宮崎における実践セミナーの開催  
３）他国でのYNSAの普及セミナーの開催  
４）その他本会発展のために必要な事業を行う

第二章　会員

第4条　会員

1. 本会は、本会の趣旨に賛同する医師、歯科医師、鍼灸師、獣医師の国家資

格を持つ者によって構成する

1. 学生会員は医学、歯学、鍼灸学、獣医学の教育機関に学ぶ学生で、YNSAを

真摯に学びたい意思のあるものとする

第5条　入会

本会に入会を希望する者は、申込用紙に必要事項を記入し、事務局に届けるものとする。以上の手続きを行い会費を納めた者を役員会の承認を得て会員とする。なお、納入済みの入会金、会費等は、いかなる理由があっても返金しないものとする

第６条　退会

1. 会員は年会費を治める義務を有し、２年以上未納者は退会とみなす
2. 本人の希望、あるいは死亡した場合
3. 国家資格を失った場合
4. 理事会は会員が倫理上、その他の理由で著しく不適当と思われる場合は　　退会を命ずることができる

第7条

会の運営が困難な状況に陥った場合、会員に告知の上学会を終了することがある

第三章　役員

第8条

本会に次の役員を置く。

１）会長 1名 本会を代表し、本会の事業を推進する

２）副会長　 2名 会長を補佐し、代表に事故あるときはこれを代行する

３）評議員　 若干名 本会の運営に意見を述べ、事業の推進に協力する

４）事務局長　1名 会の円滑な運営・名簿・資金・ウェブサイトなどの管理を

行う、評議員から選出する

以上、１)から４)の役員により構成される会を役員会と称する

【選任】

1. 名誉会長は役員会において会長経験者の中から選任する
2. 会長は役員会の承認を得て委任する
3. 役員は宮崎セミナーの参加（5日間）以上の経験と知識を有するものの中から会長の許可を得て委任する
4. 会長、評議員、事務局長はそれぞれ兼任することができる
5. 本会に功労のあった方、あるいは本会と関連する領域の学術指導者で、本会が助言を求める方を役員会にて選考して顧問に委任することが出来る
6. 役員会は最高の意志決定機関とする
7. この研究会の会則は、役員会の合議にもとづき変更することができる

第9条

学術委員は委員会を開き、学会の円滑な運営にあたる  
その任期は二年とし再任は妨げない

第四章　学会

第10条

本会は原則として年１回開催する

第11条

本会における発表は会員及び会員に準ずるもの、及び本会客員に限る

第12条

各地方に役員会の許可の元、支部を置くことができる

第五章　会計及び運営

第13条

入会金は正会員15,000円、学生会員は5,000円とする

年会費は正会員10,000円、学生会員3,000円とする

付則

1. 法人の年会費は一口100,000円とする
2. 本会則は2013年8月15日より施行する
3. セミナー会費は別途規定するものとする

【役員名簿】

会長　 山元敏勝

副会長 山元美智子　加藤直哉

評議員 丹羽祐子　神谷哲治　高畑紗世　冨田祥史

事務局長 冨田祥史

事務局本部：健康増進クリニック内

〒102-0074　東京都千代田区九段南4－8－21－5F

　　　　℡03-3221-6229　／　fax03-3237-1778